

制 定 平成30年5月15日30農振第78号
最終改正 令和4年3月31日3農振第2887号

各地方農政局長
各都道府県知事
内閣府沖縄総合事務局長
一般社団法人全国農業会議所会長

} 殿

(農林水産省) 農村振興局長

支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて

農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置する場合の農地転用許可制度上の取扱いについては、これまで、農業の健全な発展と再生可能エネルギーの導入の促進を図る観点から、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平成25年3月31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知)等によりその内容を定め、当該設備の下部の農地における営農に支障を与えないこと等の確保を図ってきたところである。これまでの当該設備が設置された事例においては、荒廃農地の再生利用や担い手の経営改善に資するものが見られた一方で、当該設備の下部の農地での農業生産が適切に行われていなかった事例等も見られたが、農地転用許可権者等の改善指導により改善されたところである。

このため、今後の取扱いについては、太陽光発電設備の下部の農地における適切な営農の継続を図るとともに、担い手の所得向上を通じた農業経営の発展を推進するため、次の各通知によるほか、下記事項にご留意の上、制度の適切かつ円滑な運用をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

- 農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知)
- 「農地法の運用について」の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)
- 農地法関係事務処理要領の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)

なお、本通知の施行に伴い、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平成25年3月31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知)は廃止する。

(おって、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知いただくようお願いする。)

記

1 一時転用許可

農地に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。以下同じ。）を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、当該支柱について、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条第1項又は第5条第1項の許可が必要となる。

この場合の発電設備（以下「営農型発電設備」という。）については、当該設備の下部の農地（以下「下部の農地」という。）において営農の適切な継続が確保されなければならないことから、一時転用許可の対象として可否を判断するものとする。

2 一時転用許可の手続

(1) 許可申請に要する書類

営農型発電設備を設置する目的で支柱部分について一時転用許可を申請する場合には、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第30条第7号又は第57条の4第2項第5号の書類として、次に掲げる書類を農地転用許可申請書に添付する。

ア 営農型発電設備の設計図

イ 下部の農地における営農計画書（別紙様式例第1号）

ウ 営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる次に掲げるいずれかの書類

(ア) 下部の農地で栽培する農作物の収穫量及び品質に関するデータ（例えば、試験研究機関による調査結果等）

(イ) 必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等）の意見書

(ウ) 先行して営農型太陽光発電の設置に取り組んでいる者の事例

エ 営農型発電設備を設置する者（以下「設置者」という。）と下部の農地において営農する者（以下「営農者」という。）が異なる場合には、支柱を含む営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面

(2) 農地転用許可権者の確認事項

農地転用許可権者（転用許可をする権限を有する都道府県知事又は指定市町村（法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長をいう。以下同じ。）は、一時転用許可を行う場合には、農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）及び「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）の定めによるほか、申請内容が次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。

ア 申請に係る転用期間が別表の区分に応じた期間内であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提として営農型発電設備の支柱を立てるものであること。

- イ 簡易な構造で容易に撤去できる支柱として、申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。
- ウ 下部の農地における営農の適切な継続（次に掲げる場合のいずれにも該当しないことをいう。）が確実と認められること。
- a 営農が行われない場合
- b 下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少する場合（荒廃農地を再生利用する場合（下部の農地が別表の区分(2)に該当する場合をいう。以下同じ。）を除く。）
- c 下部の農地の全部又は一部が法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地に該当する場合（荒廃農地を再生利用する場合に限る。）
- d 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合
- エ パネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっており、支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められること。
- なお、支柱の高さについては、当該農地の良好な営農条件が維持されるよう、農作物の栽培において、効率的な農業機械等の利用が可能な高さ（農業機械による作業を必要としない場合であっても、農業者が立つて農作業を行うことができる高さ（最低地上高おおむね2メートル以上））を確保していると認められること。
- ただし、農地に垂直に太陽光発電設備等を設置するものなど、当該設備等の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備等の設置間隔、規模及び立地条件等からみて、当該農地の良好な営農条件が維持される場合には、支柱の高さが最低地上高おおむね2メートルに達しなくとも差し支えないこと。
- オ 位置等からみて、営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- 特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意すること。
- a 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- b 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとならないこと。
- カ 支柱を含め営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。
- キ 事業計画において、発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と転用事業者が連系に係る契約を締結する見込みがあること。
- ク 当該申請に係る事業者が法第51条の規定による原状回復等の措置を現に命じられていないこと。

(3) 一時転用許可に付ける条件

営農型発電設備の支柱に係る一時転用許可は、法第4条第7項又は第5条第3項において準用する法第3条第5項の規定に基づき、処理基準及び

農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「事務処理要領」という。）の定めによるほか、次に掲げる条件を付けてするものとする。

- ア 下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。
- イ 下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。
- ウ 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
- エ 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること（当該設備を改築する場合は別紙様式例第2号、廃止する場合は別紙様式例第3号により報告すること。）。
- オ 下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

3 一時転用許可期間中の農作物の生産に係る状況の報告

- (1) 営農型発電設備の支柱部分について一時転用許可を受けた者は、毎年、下部の農地における農作物の生産に係る状況として、次に掲げる事項を翌年2月末日までに農地転用許可権者に報告するものとする（別紙様式例第4号）。

この場合において、報告内容が適切であるかについて、必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、農業委員会等）の確認を受けるものとする。

- ア 下部の農地において農作物が収穫されている場合には、収穫された農作物の生産に係る状況。
- イ 下部の農地において農作物の栽培が行われているが、その収穫が行われていない場合には、収穫が行われていない理由及び同じ生育段階にある農作物と比較した場合の生育状況。

- (2) (1)の報告の取扱いについては、次のとおりとする。

- ア 農地転用許可権者は、(1)の報告を取りまとめた上で、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に報告する。この場合、指定市町村の長は、情報共有を図るために都道府県知事にその写しを送付する。
- イ 地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、報告された内容を取りまとめた上で、農村振興局長に報告する。
- ウ 農村振興局長は、報告された内容を取りまとめた上で、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長及び農地転用許可権者との間で情報共有が必要な事項について、これらの関係機関に対して情報提供する。

4 農地転用許可権者による転用事業の進捗状況の把握及び申請者に対する指導

- (1) 農地転用許可権者は、3の報告又は事務処理要領の第4の6の(3)の方法により、一時転用許可後の転用事業の進捗状況を把握するものとする。
- (2) 農地転用許可権者は、3の報告により営農の適切な継続が確保されなくなった場合又はこれが確保されないと見込まれる場合には、一時転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導するものとする。
- (3) 農地転用許可権者は、営農が行われない場合、営農型発電設備による発電事業が廃止される場合又は(2)の指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、一時転用許可を受けた者に対して、営農型発電設備を撤去するよう指導するものとする。
- (4) 農地転用許可権者は、(1)から(3)までの事務を的確に行うため、営農型発電設備の設置に関する情報を記録した台帳を作成及び保管するものとする(別紙様式例第5号)。

5 一時転用許可の期間満了後における再許可

一時転用許可の期間が満了する場合には、農地転用許可権者は、2の手続に準じた手続により、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断するものとする。

なお、それまでの転用期間において、営農型発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地の利用の程度が著しく劣っていることや下部の農地において単収が減少していること等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断するものとする。

6 その他

- (1) 農業委員会は、農地パトロール等の際に営農型発電設備の設置に係る農地について定期的に農作物の生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確保されていないと判断される場合には、必要な指導助言を行うとともに、農地転用許可権者に報告する。

また、農業委員会は、荒廃農地を再生利用する場合であって、法第30条の規定による利用状況調査の結果、下部の農地の全部又は一部に、法第32条第1項各号のいずれかに該当するものがあると認めたときは、速やかに農地転用許可権者に報告する。

- (2) 営農型発電設備は、下部の農地において営農を継続しつつ、これに支障を与えないよう発電事業を行うものであり、当該設備の設置については農閑期に行うことが望ましい。

また、良好な営農条件を備えた農地の農業上の効率的な利用を図る観点から、当該設備の設置を契機として農業収入が減少するような作物転換等をすることがないようにすることが望ましい。

- (3) 設置者と営農者が異なる場合には、支柱に係る一時転用許可と下部の農地に民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための法第3条第1項の許可を受けることが必要である。この場合には、当該権利を設定する期間を支柱に係る一時転用期間と同じ期間とするとともに、一時転用許可と同時に当該権利を設定するものとする。

別表

区分	期間
(1) 担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合 この場合の担い手とは、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）の第3の2の（1）に掲げる次の者をいう。 ア 効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保し得る経営） イ 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者） ウ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者） エ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農	10年以内
(2) 荒廃農地（運用通知第3の1の（3）のア又はウに該当すると判定された遊休農地等をいう。以下同じ。）を再生利用する場合（次のア又はイに掲げる場合を含む。） ア 既に一時転用許可を受けている場合において、当該許可のうち最初のものを受けた前に荒廃農地であった場合 イ 同一の事業につき荒廃農地と荒廃農地以外の農地とを利用する場合において、これらのうち、荒廃農地の面積が過半を占めており、荒廃農地と荒廃農地以外の農地とが連坦し、これらが一団のまとまりを有する場合	
(3) 第2種農地（運用通知第2の1の（1）のオ又はカの第2種農地をいう。）又は第3種農地（運用通知第2の1の（1）のエの第3種農地をいう。）を利用する場合	
(4) (1)から(3)まで以外の場合	3年以内

(別紙様式例第1号)

営農型発電設備の下部の農地における営農計画書 及び当該農地における営農への影響の見込み書

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____

住所 _____

設置者 氏名 _____

住所 _____

土 地 所在・地番 _____

1. 営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要

	総面積 (m ²)	田	畠	樹園地
営農型発電設備の下部の農地面積				
上記の農地と一体として営農を行う農地面積				
合 計				

(記載要領)

- 「営農型発電設備の下部の農地面積」は、当該設備の直下の農地及び当該設備により日陰が生じる農地の面積を記入してください。当該設備の直下の農地とは、当該設備の水平投影面積をいいます。また、当該設備により日陰が生じる農地とは、原則、夏至日の南中高度により生じる日陰が及ぶ農地をいいます。なお、当該設備により日陰が生じる農地の面積が明らかではない場合には、当該設備の直下の農地面積のみを記載してください。
- 「上記の農地と一体として営農を行う農地面積」とは、営農型発電設備の下部の農地の存する一区画の農地のうち、下部の農地と一体的に営農を行う農地をいいます。

2. 営農型発電設備を計画している農地の営農計画

(1) 下部の農地における営農者の属性

営農者の属性	該当 (○)
ア 効率的かつ安定的な農業経営 (※1)	
イ 認定農業者 (※2)	
ウ 認定新規就農者 (※3)	
エ 将来法人化にして認定農業者になることが見込まれる集落営農	
オ アからエ以外の者	

※1 主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保し得る経営

※2 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者

※3 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

(2) 下部の農地における作付予定作物及び作付面積

	作付予定作物名	作付面積 (m ²)
1年目		
2年目		
3年目		
4年目		
5年目		
6年目		
7年目		
8年目		
9年目		
10年目		

(記載要領)

- 「作付面積」は、営農型発電設備の下部の農地面積を記載してください。
- 各年の「作付面積」の合計は、通常、1に記載した「営農型発電設備の下部の農地面積」と一致します。

(3) 営農に必要な農作業の期間

月	作付予定作物名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1年目													
2年目													
3年目													
4年目													
5年目													
6年目													
7年目													
8年目													
9年目													
10年目													

(記載要領)

- 作物ごとに栽培期間と代表的な作業の種別を記載してください。

(4) 利用する農業機械

農業機械名	数量	所有・リースの別 (導入予定の場合にはその旨)	寸法 (cm) (全長、全幅、全高)	備考

(記載要領)

- ・ 機械出力・寸法については、カタログの写しの添付でも可。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業用機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(5) 農作業に従事する者の農作業経験等の状況

農作業経験等 (農作業歴)	左のうち作付予定作物の農作業歴

(記載要領)

- ・ 「農作業経験等 (農作業歴)」及び「左のうち作付予定作物の農作業歴」については、農作業歴がある場合にはその年数を記載してください。また、農作業歴がない場合には、「なし」と記載ください。

3. 営農への影響の見込み

(1) 生育に適した日照量の確保

作付予定作物	生育に適した条件等（日照特性等）及び設計上生育に支障が生じない理由

（記載要領）

- ・ 作付予定作物に係る生育に適した条件（陽性、半陰性、陰性等の日照特性等）を記載するとともに、営農型発電設備の設計（遮光率等）が農作物の生育に適した日照量が確保され、生育に支障を与えないとする理由を具体的に記載してください。

(2) 効率的な農作業の実施

ア 支柱

高さ（m）	間隔（m）
最低地上高：	最高地上高：

イ 農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保について

（記載要領）

- ・ 営農型発電設備の支柱の高さ及び間隔、2の(4)に記載した農業機械の機械寸法等を踏まえ、当該設備の設計が農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されていると判断している理由を具体的に記載してください。
- ・ 農地に垂直に太陽光発電設備等を設置するものなど、当該設備等の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備等の設置間隔、規模及び立地条件等からみて、当該設備の良好な営農条件が維持される場合には、その旨を記載すれば、高さは記載する必要はありません。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業用機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(3) 下部の農地における営農

ア イ以外の場合

作付予定作物	単収見込み (A) (kg/10a)	地域の平均的な単収 (B) (kg/10a)	単収の増減見込み (A／B × 100 (%))	地域の平均的な単収 の根拠

イ 荒廃農地を再生利用する場合

作付予定作物	農地の利用の程度

(記載要領)

- ・ 荒廃農地を再生利用する場合はイを、それ以外の場合はアを記載してください。
- ・ 「単収見込み」は、2の(2)の「第1年目」の単収見込みを記載してください。
- ・ 「地域の平均的な単収」は、原則として市町村の統計等を用いてください。なお、地域の平均的な単収が存在しない作物を生産する場合には、自然条件に類似性のある他地域の平均的な単収を記載してください。
- ・ 「地域の平均的な単収の根拠」は、統計調査名や比較対象とした地域等を記載ください。なお、統計調査以外の内容を記載する場合には、比較対象として適切であると判断した理由を具体的に記載してください。
- ・ 「農地の利用の程度」は、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を記載してください。

営農型発電設備の改築に係る報告

年 月 日

○○○知事様
(○○○農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けた営農型発電設備について、下記のとおり改築を予定していますので報告します。

なお、改築工事は、貴殿の了解を得てから着工する予定としていますので、本報告書の内容を確認の上、その結果を連絡いただきますようお願いします。

記

1 許可を受けた土地等の所在等

土地の所在	地番	面積 (m ²)

2 改築計画

(1) 改築の内容

(2) 改築工事の時期

ア 着工予定年月日 : 年 月 日
イ 完了予定年月日 : 年 月 日

3 営農計画の変更の有無 : あり • なし

4 連絡先 (電話番号等)

(添付書類)

- ① (改築後の) 営農型発電設備の設計図
- ② 営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書 (営農計画の変更を伴わない場合には、営農計画書に関する部分は記載しなくても結構です。)
- ③ (営農計画の変更を伴う場合又は改築工事により遮光率が増加する場合には、) ② の根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者の意見書
- ④ その他参考となるべき書類

(別紙様式例第3号)

営農型発電設備による発電事業の廃止に係る報告

年 月 日

○○○知事様
(○○○農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けた営農型発電設備について、発電事業を廃止しますので報告します。

また、発電事業の廃止に伴って、営農型発電設備を 年 月 日までに撤去するとともに、撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。

(別紙様式例第4号)

営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告

年 月 日

○○○知事様
(○○○農業委員会経由)

住所
氏名

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けた農地に係る営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況について、下記のとおり報告します。

記

1 許可を受けた土地等の所在及び面積等

所在及び地番	面積 m^2 (m^2)

2 営農型発電設備の下部の農地における営農者の氏名等

氏名	備考

3 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況

ア イ以外の場合

作付作物	作付面積 (m^2)	単収 (kg/10a)	地域の平均的な単収 (kg/10a)	品質 (等級、糖度等)	遮光率	備考

イ 荒廃農地を再生利用した場合

作付作物	作付面積 (m^2)	農地の利用の程度	品質 (等級、糖度等)	遮光率	備考

(上記記載について知見を有する者の所見)

所見 (具体的に記載してください。)

確認年月日

年 月 日

知見を有する者 所属
役職・氏名
連絡先

(留意事項)

- 1 収穫直前の、営農型発電設備の下部の農地における農作物の生育状況が確認できる写真を添付してください。
なお、当該写真は、下部の農地全体の農作物の生育状況が明らかとされている必要がありますので、必要に応じて、複数枚の写真を添付してください。また、当該写真は、晴天時のものが適当です。
- 2 営農型発電設備の下部の農地のうち、「単収」の算出のために農作物を収穫した場所を図示した図面を添付してください（荒廃農地を再生利用した場合を除く。）。
- 3 本資料は、許可した土地を管轄する農業委員会を経由して提出してください。

(記載要領)

- 1 「1 許可を受けた土地等の所在及び面積等」の「面積」欄は、上段に①の面積を記載してください。また、下段の括弧には、①及び②の合計面積を記載してください。
 - ① 許可を受けた営農型発電設備の支柱の基礎部分の面積（一時転用許可の対象面積）
 - ② 許可を受けた営農型発電設備の下部の農地の面積
- 2 「2 営農型発電設備の下部の農地における営農者の氏名等」について、営農者が複数存在し、営農者ごとに作付作物が異なる場合には、「備考」欄に作付けを行っている作物を記載してください。
- 3 「3 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」のアの「単収」欄は、許可に係る営農型発電設備の下部の農地の単収を記載してください（作付面積全体の単収ではありません。）。また、出荷した場合には、出荷量を証する書面の写しを添付してください。
- 4 「3 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」のアの「地域の平均的な単収」欄は、報告に係る土地の周辺地域において営農型発電設備を設置していない農地における平均的な単収を記載してください。
なお、地域において比較する農地がない場合は、許可申請書に添付した「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書」に記載した「地域の平均的な単収」を記載してください。
- 5 「3 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」のイの「農地の利用の程度」欄は、当該農地での農作物の生産の状況について、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を含めて記載してください。
- 6 「3 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」のア及びイの「品質」欄は、等級、糖度等を記載してください。このような品質に係る指標がない農作物の場合には、出荷用に耐えられるか否か、地域の営農型発電設備を設置していない農地において生産している同一の作物の品質と比較し、著しい違いがあるか否かを記載してください。
- 7 「3 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」のア及びイの「遮光率」欄について、営農型発電設備の設計上の遮光率を記載してください。設計上の遮光率が不明の場合には、当該設備の直下の農地面積のうち太陽光パネルの水平投影面積が占める面積を記載ください。
- 8 営農型発電設備の下部の農地において収穫した農作物を出荷した場合には、「備考」欄に販売量や売上高を記載ください。
- 9 自家消費する場合であっても「単収」欄や「品質」欄の記載は必要ですので、ご注意ください。

(別紙様式例第5号) 営農型発電設備の設置に関する情報